

丸亀市文化芸術基本計画

実 施 計 画

目 次

1	丸亀市文化芸術基本計画 実施計画とは	1
2	事業評価の基本的な考え方	1
	(1) 指標	
	(2) 総括	
3	基本計画の体系	2
4	基本理念	3
5	基本方針	4
6	基本目標と基本的施策	5
7	基本方針と事業	6
8	事業評価	9
	(1) 基本理念「－新しい価値と新しいつながりを生み出す－」	9
	① 基本理念の指標	
	② 基本理念の総括	
	(2) 基本方針1 市民主体の文化芸術の推進	10
	① 基本方針1の指標	
	② 基本目標の総括	
	(3) 基本方針2 多様な文化芸術の創造	11
	① 基本方針2の指標	
	② 基本目標の総括	
	(4) 基本方針3 文化芸術を生かしたまちづくり	12
	① 基本方針3の指標	
	② 基本目標の総括	
	(5) 基本方針4 歴史・文化の継承	13
	① 基本方針4の指標	
	② 基本目標の総括	
	(6) 基本方針5 多様な文化交流による魅力発信	14
	① 基本方針5の指標	
	② 基本目標の総括	

1 丸亀市文化芸術基本計画 実施計画とは

「丸亀市文化芸術基本計画 実施計画」（以下「本計画」という。）は、「丸亀市文化芸術基本計画」（以下「基本計画」という。）で定められた施策を事務事業として明らかにするとともに、基本計画の基本理念や基本目標の達成状況を把握するものです。

社会経済情勢の変化や緊急性に対応した新たな事業との整合を図るため、ローリング方式により毎年必要な調整を行います。

2 事業評価の基本的な考え方

基本計画を実行性のあるものにするために、文化芸術に関する市民意識の現状や施策の進捗状況を図る目安として、指標を設定し、数値の推移を客観的に検証しながら、施策の着実な推進に取り組めます。なお、指標については、評価・検証の負担軽減の観点から、精選した指標を適切に設定します。

また、総括では、文化芸術の各分野の特性を十分理解しつつ、定量的のみならず定性的を含む評価を行います。

(1) 指標

指標には、以下のような「基準値」と「目標値」を掲げます。

① 基準値

令和2年度末の数値を基準として、その時点での数値を掲げます。

基準年次をそれ以外とする場合は、（ ）書きで基準時点を示します。

② 目標値

令和7年度末を目標として、その時点での数値を掲げます。目標年次をそれ以外とする場合は、（ ）書きで目標時点を示します。また、数値として目標を設定することが困難な場合には、矢印の表示によって方向性を示します。

③ 指標の種類

- ・アウトプット（事業の直接的な結果）

事業の実施回数、参加人数等の直接的な結果。

- ・アウトカム（事業から生じる効果）

地域住民の文化芸術に対する意識及び行動や観光客の来訪数（国内・国外）、情報発信（Web サイト・SNS 等）へのアクセス件数や評価等の事業から生じる効果。

(2) 総括

基本理念や各基本目標の達成状況について、取組概要や参加者アンケート、改善事項等を踏まえ、目指す成果や事業から生じた効果（アウトカム）について評価を行います。

基本理念	— 新しい価値と新しいつながりを生み出す —	基本方針 1	1 市民主体の文化芸術の推進
		【基本目標】 文化芸術による交流が盛んになり、 つながり、連携が強まっている	
		基本的施策	1-(1) 市民の文化芸術に触れる機会の充実 1-(2) 市民の文化芸術交流活動の支援 1-(3) 子どもたちの文化芸術活動の充実 【重点施策】
		基本方針 2	2 多様な文化芸術の創造
		【基本目標】 優れた文化芸術が創造され、身近に触れ、発信されている	
		基本的施策	2-(1) 文化芸術による新たな価値の創造・発信 【重点施策】 2-(2) 文化芸術の担い手の育成・支援
		基本方針 3	3 文化芸術を生かしたまちづくり
		【基本目標】 多様性を受け入れ支えあう気風がまちに満ち、 丸亀の魅力が高まっている	
		基本的施策	3-(1) 文化芸術の持つ社会包摂機能の活用 【重点施策】 3-(2) 新市民会館の整備 【重点施策】 3-(3) 観光・産業等と文化芸術の連携 3-(4) パブリックアートを生かしたまちづくり
		基本方針 4	4 歴史・文化の継承
		【基本目標】 地域の歴史・文化が守られ、新しい価値が加わり継承されている	
		基本的施策	4-(1) 伝統文化の普及・継承・発展 4-(2) 文化財等の保存・活用・継承 4-(3) 暮らしに根付く文化の再評価 4-(4) 文化芸術に関する学術研究等の推進
		基本方針 5	5 多様な文化交流による魅力発信
		【基本目標】 丸亀の優れた文化芸術が内外に知られている	
		基本的施策	5-(1) 瀬戸内国際芸術祭を通じた 広域的な交流の促進 【重点施策】 5-(2) 国内外と交流のできる環境づくり 5-(3) 国内外への文化芸術に関する情報発信
		計画の推進に当たって	

4 基本理念

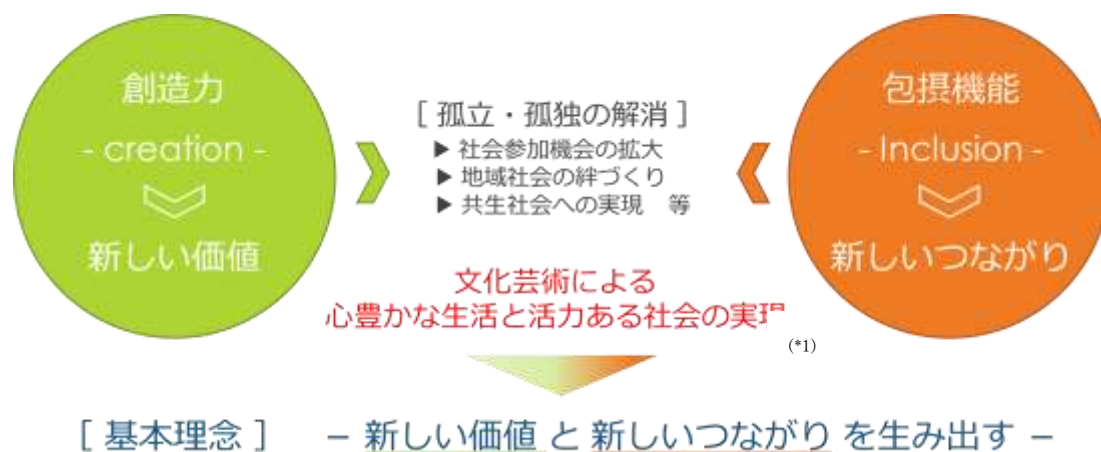
基 本 理 念

－ 新しい価値 と 新しいつながり を生み出す －

近年では「孤独・孤立」を起因とした社会問題が深刻化しており、そして、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、これらの社会問題は一層深刻化し、顕在化しています。しかし、これらの問題はそれ以前からのものであり、当面の緊急的な対策に加え、より根本的、根源的で継続的な対策が必要とされています。

このような社会情勢の中、人々のよりよい生き方や暮らしに対する支援のありようが問われており、文化芸術に対しては、成熟社会における市民生活の向上に寄与する役割が求められています。

そこで、基本計画では、文化芸術の持つ「多様な価値観を生み出す力、予測不可能な社会変化に対して自ら考える力、人の気持ちが分かる共感力としての『創造力』(本質的な価値)」と「違いある人たちを、違いを尊重したまま受け入れる。違いを受け入れ、人と人が繋がる『包摂機能』(社会的・経済的価値)」という2つの機能により、社会全体における「孤独・孤立」の解消に向けたアプローチを行うことで「文化芸術による心豊かな生活と活力ある社会の実現」(*1)へと繋げていきますことから、基本計画の基本理念を「－ 新しい価値 と 新しいつながり を生み出す －」と設定します。



(*) 「文化芸術基本法第1条」

5 基本方針

前頁で掲げた基本理念を実現するために、以下のとおり「基本方針」を設定します。

(1) 基本方針1 市民主体の文化芸術の推進

誰もが等しく、気軽に文化芸術活動に参加することができるよう、市民の様々な交流の場や学びの機会を創出します。

地域コミュニティを担うのは一人ひとりの市民です。主体的な市民の文化芸術を通した活動が、ひいては豊かな地域社会の形成につながります。

(2) 基本方針2 多様な文化芸術の創造

質の高い芸術に触れ、美しさを享受し、アーティストの生き様や作品から未知の文化や多様な価値観に触れ、想像力と感性を磨くことができる環境をつくり、新たな文化芸術が循環的に創造されるまちを目指します。

(3) 基本方針3 文化芸術を生かしたまちづくり

文化芸術を通じて、多様性を受け入れ、共生していくことのできるまちづくりを推進できるよう、文化芸術が生み出す価値と福祉、教育、まちづくり、国際交流、観光、産業等の関連分野との有機的に連携した取組を行います。

また、市内に残されている文化資源を活用した都市ブランディングを推進するとともに、城下町に育まれた丸亀市としての文化的なまちづくりを目指します。

(4) 基本方針4 歴史・文化の継承

独自の風土に生まれ、暮らしの中に根づいた文化が、市民の心の拠りどころとなるよう、先人から引き継いできた貴重な財産である丸亀市の伝統文化が着実に保存・活用・継承され、それぞれの地域に根差した伝統文化の普及・継承・発展が持続的に行われる地域づくりを目指します。

また、これまで蓄積されてきた文化芸術全般に関わる研究成果を生かした取組を行います。

(5) 基本方針5 多様な文化交流による魅力発信

国内外に魅力あふれる丸亀市の文化芸術が発信されるよう、塩飽諸島と美しい瀬戸内海に面するまちの魅力を生かし、広域的な文化交流活動の基点が形成され、海外の人々との多様な文化交流が行われる創造都市を目指します。

6 基本目標と基本的施策

5つの基本方針の達成を目指すため、それぞれの基本方針に対し、次の5つの「基本目標」を設定し達成すべき状態を明確にします。さらに、5つの基本目標を実現するために、各「基本的施策」に取り組むことにより、基本理念「－ 新しい価値 と 新しいつながり を生み出す －」が達成されることとなります。

なお、特に重点的に取り組むべき基本的施策については「重点施策」として設定します。

(1) 基本方針1

【基本目標】文化芸術による交流が盛んになり、つながり、連携が強まっている

【基本的施策】1-(1) 市民の文化芸術に触れる機会の充実

1-(2) 市民の文化芸術交流活動の支援

1-(3) 子どもたちの文化芸術活動の充実【重点施策】

(2) 基本方針2

【基本目標】優れた文化芸術が創造され、身近に触れ、発信されている

【基本的施策】2-(1) 文化芸術による新たな価値の創造・発信【重点施策】

2-(2) 文化芸術の担い手の育成・支援

(3) 基本方針3

【基本目標】多様性を受け入れ支えあう気風がまちに満ち、

丸亀の魅力が高まっている

【基本的施策】3-(1) 文化芸術の持つ社会包摂機能の活用【重点施策】

3-(2) 新市民会館の整備【重点施策】

3-(3) 観光・産業等と文化芸術の連携

3-(4) パブリックアートを生かしたまちづくり

(4) 基本方針4

【基本目標】地域の歴史・文化が守られ、新しい価値が加わり継承されている

【基本的施策】4-(1) 伝統文化の普及・継承・発展

4-(2) 文化財等の保存・活用・継承

4-(3) 暮らしに根付く文化の再評価

4-(4) 文化芸術に関する学術研究等の推進

(5) 基本方針5

【基本目標】丸亀の優れた文化芸術が内外に知られている

【基本的施策】5-(1) 瀬戸内国際芸術祭を通じた広域的な交流の促進【重点施策】

5-(2) 国内外と交流のできる環境づくり

5-(3) 国内外への文化芸術に関する情報発信

7 基本方針と事業

基本方針を実現するために、以下のとおり事業を設定します。なお、設定に際しては、「予算大綱」の事業一覧を基準に設定します。

(1) 基本方針1 市民主体の文化芸術の推進

No.	事業名	実施事業の内容	担当課
1	瀬戸内文化芸術支援事業費	HOT サンドルプロジェクト事業	まなび文化課
2	文化芸術振興事業費	文化協会育成事業	まなび文化課
		文化振興事業	まなび文化課
		まるがめ文化芸術祭運営事務	まなび文化課
		文化功労者等表彰	まなび文化課
3	「津島寿一」文化振興補助金	文化協会事業補助	まなび文化課
4	綾歌総合文化会館管理運営費	綾歌総合文化会館指定管理等	まなび文化課
5	綾歌総合文化会館施設整備費	綾歌総合文化会館施設改修等	まなび文化課
6	市民交流活動センター施設管理運営費	市民交流活動センター指定管理	地域づくり課
7	学習センター施設管理運営費	生涯学習センター指定管理	まなび文化課
		飯山総合学習センター指定管理	まなび文化課
8	生涯学習推進事業費	生涯学習推進事業	まなび文化課
9	公民館管理運営費	公民館運営	まなび文化課
10	コミュニティセンター運営費	コミュニティセンター指定管理	地域づくり課
11	コミュニティ推進費	地区コミュニティ運営助成	地域づくり課
12	私学等振興費	芸術家派遣事業費補助	幼保運営課
13	私立保育園等援助費	芸術家派遣事業費補助	幼保運営課

(2) 基本方針2 多様な文化芸術の創造

No.	事業名	実施事業の内容	担当課
1	美術館管理運営費	猪熊弦一郎現代美術館指定管理	まなび文化課
		地域の芸術環境づくり補助等	まなび文化課
2	美術館施設整備費	猪熊弦一郎現代美術館施設改修等	まなび文化課

(3) 基本方針3 文化芸術を生かしたまちづくり

No.	事業名	実施事業の内容	担当課
1	新市民会館整備事業費	イベント等開催業務委託	まなび文化課
		課題解決型実践事業業務委託	まなび文化課
		文化芸術推進サポーター養成講座開催業務委託	まなび文化課
		アーティスト・コーディネーター育成業務委託	まなび文化課
2	新市民会館開館準備事業費	新市民会館開館準備業務委託	まなび文化課
3	新市民会館建設事業費	新市民会館建設工事	まなび文化課
4	商工業振興事業費	丸亀うちわミュージアム管理運営事業	産業観光課
		香川県うちわ協同組合連合会補助	産業観光課
		青木石材協同組合補助	産業観光課
		伝統的工芸品産業産地補助	産業観光課
5	丸亀うちわ産業発展支援事業費	丸亀うちわ産業発展支援事業補助	産業観光課
6	観光振興事業費	丸亀お城まつり開催事業等業務委託	産業観光課
		あやうたふるさとまつり開催補助	産業観光課

(4) 基本方針4 歴史・文化の継承

No.	事業名	実施事業の内容	担当課
1	資料館管理運営費	資料館施設管理、運営、企画展示	文化財保存活用課
2	京極家資料調査・修復等事業費	京極家資料修復等業務	文化財保存活用課
3	文化財保護事業費	史跡塩飽勤番所跡指定管理	文化財保存活用課
		文化財保護協会補助	文化財保存活用課
		坂本念仏踊保存会補助	文化財保存活用課
		公益財団法人中津万象園保勝会補助等	文化財保存活用課
4	埋蔵文化財調査事業費	発掘作業	文化財保存活用課
5	埋蔵文化財整理事務所施設費	埋蔵文化財整理事務所施設管理業務	文化財保存活用課
6	史跡丸亀城跡整備推進費	丸亀城天守管理及び徴収事務	文化財保存活用課

		委託料	
7	丸亀城天守耐震診断事業費	重要文化財丸亀城天守耐震診断業務委託	文化財保存活用課
8	まち並み保存推進費	笠島まち並保存センター等指定管理等	文化財保存活用課
9	古墳等整備推進費	史跡快天山古墳維持管理	文化財保存活用課
10	丸亀城保存整備費	丸亀城石垣復旧事業	文化財保存活用課
11	城泊事業準備事業費	城泊事業準備補助	文化財保存活用課
12	まち並保存事業費	笠島伝統的建造物群保存修理事業	文化財保存活用課
13	史跡快天山古墳整備事業費	快天山古墳保全整備計画策定に伴う発掘作業等	文化財保存活用課
14	市指定文化財整備事業費	市指定文化財保存修理	文化財保存活用課
15	丸亀城石垣保全調査事業費	石垣保全調査業務委託	文化財保存活用課
16	丸亀城石垣保全整備事業費	排水対策工事 等	文化財保存活用課
17	商工業振興事業費	丸亀うちわニュー・マイスター認定等事業補助	産業観光課
18	学校給食センター管理運営費	学校給食センター運営	教育部総務課

(5) 基本方針5 多様な文化交流による魅力発信

No.	事業名	実施事業の内容	担当課
1	瀬戸内国際芸術祭事業費	瀬戸内国際芸術祭作品管理等業務委託	まなび文化課
		瀬戸内国際芸術祭本島実行委員会 等	まなび文化課
2	国際交流事業費	外国人受入環境整備事業	秘書課
		多文化交流事業	秘書課

8 事業評価

(1) 基本理念「－新しい価値 と 新しいつながり を生み出す－」

① 基本理念の指標(*1)

指標名	単位	基準値 令和 2 年度	目標値 令和 7 年度
「芸術や地域文化の継承や振興に関する取組」 に対する市民満足度	%	66.4%	↑ (R6 年度)

(*1)総合計画「施策 22 文化芸術の振興」の市民満足度に関する成果指標

② 基本理念の総括

基本方針 1・市民主体の文化芸術の振興の基本目標「文化芸術による交流が盛んになり、つながり、連携が強まっている」については、誰もが等しく、文化芸術に触れるきっかけとなるアウトリーチ事業や、文化芸術を介して人と人がつながる市民主体の文化芸術活動の支援を引き続き行った。文化芸術を担う人材が高齢化等により減少傾向にあるという課題に対しては、子どもを中心とした若い世代の活動への参加・参画に繋がる取組を強化し、市民主体の文化芸術活動が活発に継続されていくよう検討する必要がある。

基本方針 2・多様な文化芸術の創造の基本目標「優れた文化芸術が創造され、身近に触れ、発信されている」については、美術館などで質の高い文化芸術の提供に努めているが、市民が未知の文化や多様な価値観に触れ、想像力と感性が磨かれる環境づくりのために、より多くの市民に親しまれるよう、来館を促すための工夫が必要となる。

基本方針 3・文化芸術を生かしたまちづくりの基本目標「多様性を受け入れ支えあう気風がまちに満ち、丸亀の魅力が高まっている」については、市民会館の供用開始に向けて工事が進み、市民会館整備の基本理念の実現に向けた試行的な事業も確実に実施できている。今後もヒアリング等を継続して行いながら、共生社会の実現に向けた取組を検討し、進めていく。観光や産業分野との連携については、本市の魅力向上のため、引き続き進める必要がある。

基本方針 4・歴史・文化の継承の基本目標「地域の歴史・文化が守られ、新しい価値が加わり継承されている」については、丸亀城石垣の復旧等、文化財の保護を着実に行うなど、先人から引き継いできた財産である歴史文化を保存継承することができている。その一方で、城泊事業のように歴史的・文化的資源を活用する取組を検討していく必要がある。

基本方針 5・多様な文化交流による魅力発信の基本目標「丸亀の優れた文化芸術が内外に知られている」については、ホームページや SNS の情報ツールの活用により、国内外に丸亀市の文化芸術をはじめとする魅力が発信されているものの、今後、瀬戸内国際芸術祭 2025 等により多くの外国人観光客の来訪が見込まれる中、多言語化の遅れなど、外国人観光客に対応するための環境整備に課題が残る。

これら基本目標に対する現状を踏まえ、基本理念の総括としては、コロナ禍の影響を徐々に脱し、各種事業も積極的に実施されたことにより、文化芸術が持つ本質的な価値や社会的・経済的価値の活用が進んだと考えるが、一方で、解決すべき課題も存在していることから、引き続き事業に取り組むとともに、課題解決に向けたさらなる努力も必要であると考えます。

(2) 基本方針 1 市民主体の文化芸術の推進

① 基本方針 1 の指標

指標名	丸亀市綾歌総合文化会館の利用者数【総合計画：施策 22 No.54】				
単位	基準値	各年度成果			目標値
	R 元年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
人	131,878(*2)	99,361	131,278		150,000

(*2)令和 2 年度は、新型コロナウイルスの影響が大きかったため、直近の令和元年度の数値を基準値としている。

指標名	アウトリーチ事業への参加者数(*3)【総合計画：施策 22 No.55】				
単位	基準値	各年度成果			目標値
	R 元年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
人	5,079(*2)	5,320	3,404		5,500

(*3)アウトリーチ事業への参加者数とは、丸亀市、丸亀市文化振興事業協議会事業協議会、綾歌総合文化会館等で行った事業への参加者数をいう。(令和 5 年度より丸亀市新市民会館準備室で行った事業を追加)

指標名	丸亀市で活動する市民活動のうち「学術、文化、芸術又はスポーツ」を主な活動分野とする件数				
単位	基準値	各年度成果			目標値
	R2 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
件	71	82	78		93

② 基本目標の総括

【基本目標】 文化芸術による交流が盛んになり、つながり、連携が強まっている

[進捗状況／アウトカム]

基本的施策 1-(1)「市民の文化芸術に触れる機会の充実」は、アウトリーチ事業を小学校やコミュニティ、福祉施設など実施対象を広げて事業を展開することで、文化芸術活動に触れる機会を拡張した。

基本的施策 1-(2)「市民の文化芸術交流活動の支援」は、ホームページや SNS での情報発信の効果もあり、芸能フェスタ丸亀等のイベントのほか、マルタスでの市民活動団体主催事業や生涯学習クラブの活動等による学びや交流が積極的に実施され、市民主体の文化芸術の推進が行われていることが確認できた。

基本的施策 1-(3)「子どもたちの文化芸術活動の充実」は、保育所等への芸術家派遣事業について、令和 5 年度より 1 施設あたりの利用回数が増えたことで、参加者は前年度より 340 人多い 1,186 人となり (14 施設、53 回)、子どもたちが芸術に触れる機会を確保することができた。また、丸亀市文化協会における丸亀お城まつり協賛市民展で、こどもワークショップを開催したことにより、家族で文化芸術を体験・鑑賞する機会を新たに設けることができた。

[改善検討]

基本的施策 1-(3)については、文化芸術を担う人材が高齢化等により減少傾向にある現在、若い世代の参加・参画を促す取組を進める必要がある。改善検討の施策の一つとして、中学校部活動の地域移行の動向も見据えて、文化協会所属団体が学校に出向き、様々な文化芸術を体験してもらう取組等を実施する。

(3) 基本方針 2 多様な文化芸術の創造

① 基本方針 2 の指標

指標名	丸亀市猪熊弦一郎現代美術館の利用者数【総合計画：施策 22 No.54】				
単位	基準値	各年度成果			目標値
	H29 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
人	138,159(*4)	100,667	112,893		140,000

(*4)令和 2 年度は、新型コロナウイルスの影響が大きかったため、長寿命化工事で閉館していた期間（H30.12.25～R2 .3.31）を除く、直近の平成 29 年度の数値を基準値としている。

指標名	若手芸術家支援事業採択者による事業回数(*5)				
単位	基準値	各年度成果			目標値
	R2 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
回	3	6	5		8

(*5)若手芸術家支援事業採択者による事業回数とは、丸亀市文化振興事業協議会事業協議会、綾歌総合文化会館等で行った、当該事業の合計数をいう。

② 基本目標の総括

【基本目標】 優れた文化芸術が創造され、身近に触れ、発信されている

[進捗状況／アウトカム]

基本的施策 2-(1)「文化芸術による新たな価値の創造・発信」は、丸亀市猪熊弦一郎現代美術館で企画展を年間各 4 回開催した結果、常設展に 75,226 人の来場があった。特に、企画展の会期中 2 日間にわたり実施した「親子で MIMOCA の日」（高校生以下または 18 歳未満の観覧者 1 人につき、同伴者 2 人まで無料）には、延べ 1,379 人が利用し来館するなど、市内の子どもや保護者ら若い世代へ質の高い文化芸術に触れる機会を提供した。また、同美術館では、造形スタジオでのワークショップ・芸術鑑賞支援事業などを実施し、子どもたちが優れた文化芸術に親しみ、楽しむことができる環境づくりも行っている。

基本的施策 2-(2)「文化芸術の担い手の育成・支援」は、文化振興事業協議会による芸術体験プログラムにおいて、若手芸術家支援事業の採択者によるコンサートを、多様な人が集まる大手門の櫓やマルタス等で実施し、若手芸術家の発表の場を創出するとともに、市民が身近に文化芸術に触れる機会を提供した。

[改善検討]

基本的施策 2-(1)については、丸亀市猪熊弦一郎現代美術館が大きな役割を担っており、令和 5 年度は来場者が前年より約 18,000 人増加するなど、多くの人に発信を行うことができた。一方、過去に実施した企画展アンケートにおいて、市内からの来場者の割合が低かったことから、市民に対して来館を促す取組を行う必要がある。改善検討の施策の一つとして、令和 7 年度から実施する学校来館を促進するスクール・プログラム（市内の小学 3 年生全員が総合学習として来館できる仕組み）等を契機とし、市民に親しまれ、訪れやすい美術館を目指す。

(4) 基本方針 3 文化芸術を生かしたまちづくり

① 基本方針 3 の指標

指標名	新市民会館の供用開始(*6)【総合計画：施策 22 No.57】				
単位	基準値 R2 年度	各年度成果			目標値 R7 年度
		R4 年度	R5 年度	R6 年度	
%	-	1	15		100

(*6)基準値、各年度成果、目標値の数値は、新市民会館建設工事の進捗率とする。

指標名	文化芸術の社会包摂機能を生かした取組の実施回数(*7)				
単位	基準値 R2 年度	各年度成果			目標値 R7 年度
		R4 年度	R5 年度	R6 年度	
回	3	6	17		10

(*7)文化芸術の社会包摂機能を生かした取組の実施回数とは、丸亀市、丸亀市文化振興事業協議会、丸亀市猪熊弦一郎現代美術館、綾歌総合文化会館等で行った、当該事業の合計数をいう。(令和 5 年度より丸亀市新市民会館準備室で行った事業を追加)

② 基本目標の総括

【基本目標】 多様性を受け入れ支えあう気風がまちに満ち、丸亀の魅力が高まっている

[進捗状況／アウトカム]

基本的施策 3-(1)「文化芸術の持つ社会包摂機能の活用」は、新市民会館開館準備において、課題解決型実践事業として、「子ども」「高齢者」「障がい者」を中心に事業を実施した。それぞれの対象に関するニーズに対し、舞台芸術の特性を活かしたアプローチを行うことで、新たな気づきや知識が得られる機会を提供した。

基本的施策 3-(2)「新市民会館の整備」は、工事を 7 工種に分けて発注し、市、工事監理業者、指定管理者が連携を図りながら工事を進めている。また、管理運営を行う指定管理者を選定し、管理運営計画に基づいた運営実施体制や運営マニュアルの検討を行い、開館準備に取り組んでいる。

基本的施策 3-(3)「観光・産業等と文化芸術の連携」は、「丸亀うちわフェスタ」(丸亀うちわミュージアムが中津万象園に移転したことを記念して開催)を、観光、産業、文化等関連分野が連携して行い、丸亀の魅力を高めることに努めた。また、「丸亀お城まつり」をコロナ禍前の規模に戻して開催し、歴史・文化資源である丸亀城を活かした本市の魅力発信を行った。

[改善検討]

基本的施策 3-(1)については、市内全ての障害福祉施設を対象にした文化芸術活動実態調査において、文化芸術活動は行いたい、職員が不足している等の理由により、多くの施設で文化芸術活動を実施できていない現状が把握できたことから、今後もヒアリングやアウトリーチを継続して行いながら、障害の有無によって分け隔てられることのない社会の実現に向けた取組を進める。

基本的施策 3-(2)については、近年の物価変動や労務単価の上昇など工事に影響が及ぶ課題について、関係者と十分に協議を重ねながら工事の完成を目指す。

(5) 基本方針 4 歴史・文化の継承

① 基本方針 4 の指標

指標名	文化財施設の利用者数(*8)【総合計画：施策 21 No.53】				
単位	基準値	各年度成果			目標値
	R2 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
人	158,515	150,324(*9)	151,983		207,000

(*8)文化財施設の利用者数とは、丸亀城天守入場者数、資料館入館者数、まち並保存センター・塩飽勤番所への来訪者数の合計数をいう。

(*9)R4 年度の数値について、令和 5 年度第 1 回審議会(R5.10.23 時点)より変更あり。変更前は"137,676"。

指標名	市指定文化財の修理件数(*10)【総合計画：施策 21 No.53】				
単位	基準値	各年度成果			目標値
	R2 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
件	5	2	3		6

(*10)基準値の数値は H29～R2、目標値の数値は R4～R7 の計画期間内の累計件数とする。

指標名	伝統文化事業の件数(*11)				
単位	基準値	各年度成果			目標値
	R2 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
件	5	5	5		6

(*11)伝統文化事業の件数とは、国事業「伝統文化親子教室」、県事業「ふるさと芸能わっしょいしょい」等の事業の合計数をいう。

② 基本目標の総括

【基本目標】 地域の歴史・文化が守られ、新しい価値が加わり継承されている

〔進捗状況／アウトカム〕

基本的施策 4-(2)「文化財等の保存・活用・継承」は、丸亀城石垣復旧工事において、崩落石数 11,746 石と崩落土の回収が完了し、積上げ作業に向けた設計業務に取り掛かっている（進捗率 43 %）。また、市指定文化財の夫婦倉の保存修理も実施した。笠島重要伝統的建造物群保存地区のまち並み整備においては、地区の防災計画に基づき、防災倉庫を建設するなど地区内の防災施設を充実させ、文化財保存に努めた。城泊事業においては、文化財を活用した宿泊施設となる延寿閣別館の改修や庭園整備と、城内の環境整備を行うとともに、丸亀市観光協会と連携し、専門家による実証実験を行うなど城泊開始に備えた。

基本的施策 4-(4)「文化芸術に関する学術研究等の推進」は、丸亀城天守の年輪年代調査を実施し、天守が絵図などから推測される山崎時代の建造物であることが裏付けられた。

〔改善検討〕

基本的施策 4-(2)については、丸亀城天守入場者数がコロナ禍より回復基調である中、城内の管理運営について、丸亀市観光協会を指定管理者とし、更なる誘客を目指す。また、城泊事業では、文化財を観光資源として運用する効果を検証するとともに、改善検討案として、文化資源としての保存・活用・継承に向けた多様な方法を検討する。

基本的施策 4-(4)については、石垣復旧事業で積上げに着手し、市内外からの注目が高まることから、PR 館での新たな情報発信を行うなど観光や教育の場としての活用に努める。

(6) 基本方針 5 多様な文化交流による魅力発信

① 基本方針 5 の指標

指標名	瀬戸内国際芸術祭本島会場への来場者数【総合計画：施策 22 No.56】				
単位	基準値	各年度成果			目標値
	R2 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
人	27,469	17,679	-		28,000

指標名	市を訪れた観光客数【総合計画：施策 16 No.39】				
単位	基準値	各年度成果			目標値
	R 元年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
人	294.5 万(*2)	348 万	341 万		360 万

指標名	ホームページ閲覧回数(*12)				
単位	基準値	各年度成果			目標値
	R2 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
件	1,102,388	1,188,761(*13)	1,414,853		1,210,000

(*12)ホームページ閲覧回数とは、丸亀散歩、島旅ノート、せとうち石の島、丸亀市猪熊弦一郎現代美術館のホームページ閲覧回数の合計数をいう。

(*13)R4 年度の数値について、令和 5 年度第 1 回審議会(R5.10.23 時点)より変更あり。変更前は“1,179,744”。

② 基本目標の総括

【基本目標】 丸亀の優れた文化芸術が内外に知られている

[進捗状況／アウトカム]

基本的施策 5-(1)「瀬戸内国際芸術祭を通じた交流の促進」は、非開催年度も屋外作品を鑑賞できるよう特別公開した（離島航路無料キャンペーン期間中・本島ウオーク大会・本島体験交流親子バスツアー）結果、ホームページや SNS での情報発信の効果もあり、多くの人に現代アートや地域の魅力を知ってもらうことができた。

基本的施策 5-(2)「国内外と交流できる環境づくり」は、外国人住民に日本文化紹介講座を実施し、日本文化に親しんでもらうなど、異文化理解の機会を提供した。また、市代表団を派遣して、新たにドイツ・ヴィリッヒ市と姉妹都市協定を締結し交流を深めた。

基本的施策 5-(3)「国内外への文化芸術に関する情報発信」は、全体的に閲覧回数が増加しており、ホームページ閲覧回数について目標値を達成することができた。

[改善検討]

基本的施策 5-(1)については、多くの外国人観光客の来訪が見込まれる中、多言語化の遅れなど、外国人観光客に対応するための環境整備が進んでいない。この課題を解決するために、香川県や瀬戸内国際芸術祭本島実行委員会と連携し、次年度開催に向けて準備する。

基本的施策 5-(2)については、本市の外国人住民が増加する中、改善検討の施策の一つとして、日本語教室や異文化理解講座の実施など、ニーズに沿った事業を展開していく。

